

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）のご案内

【地域雇用開発助成金とは】

下記①～③のいずれかに当てはまる雇用情勢の厳しい地域で、事業所の設置・整備（創業を含む）に伴い、地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して支給する助成金です。

- ① 同意雇用開発促進地域（現在、山口県内にはありません）
 - ② 過疎等雇用改善地域（下関市：蓋井島 六連島の区域、萩市：見島 大島 櫃島 相島の区域）
 - ③ 特定有人国境離島等地域（萩市：見島）
- 注：令和7年度の内容です

上記のとおり、山口県内の対象地域は非常に限られていますが、

「**地域活性化雇用創造プロジェクト※参加事業主に対する特例（地プロ特例）**」によって、①～③以外の地域でも地域雇用開発助成金を活用することができます。

※地域活性化雇用創造プロジェクト（地プロ）とは

安定的な正社員雇用を場を確保していくため、それぞれの地域の雇用課題に取り組む都道府県の事業を厚生労働省が選定し、支援する制度です。

山口県の地プロ事業
概要はこちらから↓



【申請の流れ】

助成金の主な要件・助成額は裏面へ➡

地プロ対象事業の参加事業主となる

地プロ対象事業への参加については、山口県産業労働部労働政策課ホームページ
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/265306.html>) でご確認ください。

こちらからもアクセスできます！



計画日	「計画書」などの必要書類を管轄労働局長（管轄のハローワーク）に提出
	※通常の書類に加えて、地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認申請書を山口県に提出し、承認を受け提出する必要があります。
計画期間は 最長18ヶ月	地域の雇用拡大のために必要な事業所の設置・整備を行う（300万円以上） 要件を満たす労働者を雇い入れ、3人以上（創業は2人以上）増加させる （事業所全体の被保険者数も増加させる必要があります。）
完了日（支給申請1回目）	「完了届（第1回支給申請書）」などの必要書類を管轄労働局長に提出
1年間	被保険者数の維持・対象労働者の維持・対象労働者の定着
支給申請2回目	「支給申請書（2回目）」などの必要書類を管轄労働局長に提出
1年間	被保険者数の維持・対象労働者の維持・対象労働者の定着
支給申請3回目	「支給申請書（3回目）」などの必要書類を管轄労働局長に提出

※支給申請書提出後、書類審査に加え、原則として事業所の実地調査を行います。

【地域雇用開発助成金（雇用開発コース）地プロ特例の主な受給要件等】

対象事業主	地プロ実施主体である山口県の承認を受けた事業主
主な受給要件	地プロが実施される区域内（山口県内）に事業所を設置・整備の上、対象労働者を正社員 [※] として雇い入れること (計画書の提出前に行われた設置・整備、雇い入れは算定対象になりません。)
設置・整備について	・雇用保険適用事業所を設置・整備すること ・雇用拡大に必要な事業所の設置・整備に要した費用が総額300万円以上であること (例：事業所の新築工事や増改築、新たな機械装置の購入をするなど)
対象労働者について	・地プロ実施区域内（山口県内）に居住する求職者であること ・ハローワーク等の紹介で雇い入れる者であること ・雇い入れ当初から雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者となること [※] 正社員とは、当該事業所で働く通常の労働者（無期雇用かつフルタイム（派遣労働者は除く））と適用される賃金制度と1週間の所定労働時間が同一の者に限ります。
助成額	事業所の設置等の費用と雇い入れで増加した労働者数に応じて、下表の額を助成します（1年ごとに最大3回支給）。なお、第1回目の支給時に対象労働者1人あたり50万円が上乗せ支給されます（上乗せ支給は1事業所あたり20人が上限）。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数（）内は創業の場合のみ適用			
	3（2）～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

* 他にも支給要件がありますので、詳細は「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）支給申請の手引」を必ずご覧ください。

* ご不明な点は管轄の労働局またはハローワーク（公共職業安定所）におたずねください。



↑ 手引はこちらから



山口労働局助成金センター（TEL 083-902-1564）

070515 職対